

住所変更用
住民票請求用

記載例

委任状

委任者が、すべての項目を記入してください。

(消えるボールペン・鉛筆、修正液等は使用しないでください。)

(宛先)静岡市 区長

記入日

2020年 3月 9日

委任者	住 所	(住民異動届出の前の住所) 静岡市葵区追手町5番1号		
	氏名(署名)	静岡 太郎	電話番号	(平日の昼間に連絡がとれる電話番号) 
	生年月日	明 大 昭 平 西暦 45年 5月 8日	000-0000-0000	

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 (窓口に来る人)	住 所	静岡市駿河区南八幡町10番40号		
	氏 名	静岡 花子	委任者との関係	弟の妻

※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

委任事項

《委任する事項の□にレ点等を記入》

1 住所の異動手続きに関すること

- 住所変更届（転入、転居、転出等）
 世帯変更届（世帯合併・分離、世帯主変更、続柄変更等）
 その他（ ）

2 異動後の住民票(除票)の写しの交付請求及び受領に関する事項

- 住民票(除票)の写し 世帯全員 1 通

個人 通 (氏名)

次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入

- 世帯主・続柄
 本籍・筆頭者(日本人)
 国籍・地域(外国人)
 在留情報(外国人)
 ※マイナンバー(個人番号) [利用目的:]
 ※住民票コード [利用目的:]

※マイナンバー(個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ **郵送** (転送不可) します。

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)
※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。

【問合せ】静岡市各区戸籍住民課／葵区 054-221-1061 駿河区 054-287-8611 清水区 054-354-2126

委任者が、すべての項目を記入してください。

(消えるボールペン・鉛筆、修正液等は使用しないでください。)

住所変更用
住民票請求用

2021.6版

委任状

(宛先)静岡市 区長

記入日

年 月 日

委任者	住 所	(住民異動届出の前の住所)		
	氏名(署名)	(印)		電話番号 (平日の昼間に連絡がとれる電話番号)
	生年月日 昭 平 明 大	西暦	年 月 日	- - -

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 (窓口に来る人)	住 所		
	氏 名	委任者との関係	

※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

委任事項

《委任する事項の□にレ点等を記入》

1 住所の異動手続きに関すること

- 住所変更届(転入、転居、転出等)
- 世帯変更届(世帯合併・分離、世帯主変更、続柄変更等)
- その他()

2 異動後の住民票(除票)の写しの交付請求及び受領に関すること

- 住民票(除票)の写し 世帯全員_____通

個人_____通(氏名_____)

次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入

- 世帯主・続柄
- 本籍・筆頭者(日本人)
- 国籍・地域(外国人)
- 在留情報(外国人)
- ※マイナンバー(個人番号) [利用目的: _____]
- ※住民票コード [利用目的: _____]

※マイナンバー(個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ 郵送(転送不可)します。

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)
※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。

【問合せ】静岡市各区戸籍住民課／葵区☎054-221-1061 駿河区☎054-287-8611 清水区☎054-354-2126